

**障がい者スポーツ用具活用事業
業務委託**

企画提案審査要領

令和3年8月

岩 手 県

この「企画提案審査要領」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「障がい者スポーツ用具活用事業業務委託」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定するために行う企画提案審査について必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務にかかる企画提案の審査は、「障がい者スポーツ用具活用事業業務委託企画提案審査委員会」（以下「委員会」という。）において行うものとする。
- (2) 委員会は、企画提案者（以下「提案者」という。）から提出された企画提案書等について、別途定める審査基準に基づき、審査を行うものとする。提案者は、資料2「業務仕様書」の趣旨を踏まえ、次に掲げる内容を提案書に盛り込み、提出するものとする。

2 選定基準、審査内容及び配点

配点は100点満点とし、選定基準、審査内容及び配点は別表のとおりとする。

選定基準	審査項目	審査内容	配点	
1 事業目的	事業目的	委託業務の趣旨、内容、求められる成果等を理解し、的確な提案となっているか。	15	15
2 企画提案内容等	事業の運営	各事業における確実な実施が見込まれる提案となっているか。	15	35
	関係団体・機関との連携	関係団体・機関との連携が見込まれる計画となっているか。	10	
	事業効果	利用者の増加を図るための具体的手法及び効果が期待できる計画となっているか。	10	
3 事業の確実性	見積書	事業の積算に係る単価や経費が妥当なもので、業務の提案内容と整合性がとれた計画となっているか。	10	45
	事業実施能力	団体の運営体制が確保され、事業運営や事業実績報告等が適正かつ確実に運営できる計画となっているか。	15	
	組織体制	受託事業業務を滞りなく実施し、不測の事態にも対応できる体制か。	10	
	連絡調整力	委託者や関係団体等との間で綿密な連携がとれる体制か。	10	
4 その他		本事業終了後も、事業の検証内容等を踏まえて、自主的に継続した事業が実施できる内容となっているか。	5	5
合 計			100	

3 審査方法 及び県への報告等

- (1) 委員会は、企画提案者（以下「提案者」という。）から提出された企画提案書等での書面審査で行う。
- (2) 審査委員会の委員は、企画提案書等により、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。
- (3) (2)の評点の合計に基づき、委員ごとに、上位3者まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）を付け、審査委員会で合計した順位点の総得点により順位を付けて、県に報告する。なお、総得点と同点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、審査委員会において合議の上、総合順位を決定するものとする。
- (4) 提案者が1者のみであった場合にも、委員会に置いて企画提案書等に基づく審査を実施し、委員の採点の合計60点以上を獲得していることを最低条件として、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、県に報告するものとする。